

琉球大学学術リポジトリ

要請、決議（早期復帰）（I）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43322

(1) 決議書

(昭三九・七・二七) 四〇三二三

1

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省接受月日
行橋市議会(福岡)	昭和39.7.17	39.8.4
熊本県牛深市議会	39.6.18	39.8.1
新潟県長岡市議会	39.7.27	39.8.4
延岡市議会(宮崎)	39.7.9	39.8.4
福岡県筑後市議会	39.7.29	39.8.4
茨城県那珂市議会	39.7.28	39.8.4
網走市議会議長(北海道)	39.7.14	39.8.4
草津町議会(群馬)	39.7.24	39.8.4
熊本県荒尾市議会	39.7.16	39.7.28
福井県議会議長	39.7.17	39.7.31
大牟田市議会議長	39.8.2	39
宮崎県西都市議会	39.7.11	39.8.10
大田原市議会議長(栃木)	39.7.31	39.8.10
新津市議会	39.8.7	39.8.14
茨城県東海村議会議長	39.8.1	(4688)
茨城県結城市議会議長	39.8.19	(4690)
全日本金魚鮎山労働組合連合会	39.8.14	39.8.27
岡山県総社市議会議長	39.8.19	39.8.31
沖縄県那覇市議会議長	39.8.25	39.9.11

GA-6

外務省

2

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省接受月日
静岡県富士市議会議長	39.9.7	39.9.16
山形県寒河江市議会	39.9.24	39.9.26
栃木県足利市議会議長	39.9.21	39.9.28
東京都小金井市議会議長	39.9.21	39.9.28
福島県白河市議会議長	39.9.28	39.10.1
福井県議会議長	39.9.30	39.10.5
呉市議会議長	39.10.2	39.10.5
静岡県藤枝市議会議長	39.10.2	39.10.5
水俣市議会議長	39.10.1	39.10.7
鹿児島市議会議長	39.9.26	39.10.6
小山市議会議長(宮崎県)	39.10.1	39.10.6
沼津市議会議長(静岡県)	39.10.5	39.10.8
栃尾市議会(新潟県)	39.10.2	39.10.8
熊本県佐原市議会議長	39.10.1	39.10.8
大田市議会議長(群馬県)	39.10.8	39.10.9
加世田市議会議長(鹿児島県)	39.10.6	39.10.9
新居浜市議会議長	39.10.7	39.10.12
小山市議会議長	39.10.5	39.10.12
釧路市議会議長	39.10.7	39.10.12

GA-6

外務省

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省接受月日
都城市議会議長(宮崎県)	39. 10. 8.	39. 10. 12.
久留米市議会議長(福岡県)	39. 10. 7.	39. 10. 13.
大牟田市議会議長(福岡県)	39. 10. 8.	39. 10. 13.
焼津市議会議長(静岡県)	39. 10. 13.	39. 10. 14.
山梨県大日市議会議長	39. 10. 14.	39. 10. 15.
都留市議会議長(山梨県)	39. 10. 15.	39. 10. 17.
中岡市議会(宮崎県)	39. 10. 5.	39. 10. 20.
尾鷲市議会(三重県)	39. 9. 28.	39. 10. 23.
静岡県浜北市議会	39. 10. 29.	39. 10. 23.
四国地区町村議会議長	39. 10. 10.	39. 10. 22.
小形市議会議長	39. 10. 23.	39. 10. 26.
群馬県佐波郡境町議会	39. 10. 1.	39. 10. 26.
福岡県瀬高町議会議長	39. 9. 30.	39. 11. 2.
大分市議会	39. 10. 16.	39. 11. 5.
...
東京都渋谷区議会議長	39. 12. 3.	39. 12. 8.
福島県議会議長	39. 12. 19.	39. 12. 24.
東京都府中市議会	39. 12. 23.	
山形県鶴岡市議会議長	39. 12. 25.	40. 1. 4.
茨城県議会議長	39. 12. 22.	39. 12. 28.

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省接受月日
千葉県柏市議会議長	40. 1. 11.	
千葉県君津郡小糸町議会議長	39. 12. 24.	
...
鹿児島県鳴門郡有明町議会	40. 1. 28.	
琉球政府立法院	40. 1. 4.	
宇口市議会議長	40. 2. 23.	
新潟県中頸城郡妙高高原町議会	40. 3. 6.	40. 3. 12.
宮城県議会議長	40. 3. 4.	4
新発田市議会議長	40. 3. 9.	5
鹿児島県町村議会議長会	40. 3. 9.	40. 3. 13.
中原村議会議長	40. 3. 13.	
鳥取県議会議長	40. 3. 18.	40. 3. 20.
佐賀県杵島郡北方町議会	40. 3. 16.	40. 3. 22.
富山県新川郡入善町議会	40. 3. 23.	40. 3. 25.
岡山県議会議長	40. 3. 19.	
宮城県名取市議会	40. 3. 23.	40. 3. 26.
愛媛県北条郡津島町議会議長	40. 3. 23.	5
愛媛県南宇和郡城越町	40. 3. 20.	5
佐賀県東松浦郡呼子町議会議長	40. 3. 22.	
愛媛県議会	40. 3. 22.	

立法院決議要清補

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省接受年月日
富山県日本国民議会	39. 9. 20	39. 9. 25
日本社会党 中央本部	39. 10. 31	
九州印議会 唐津市議会	39. 6. 10	
山形県寒河江市議会	39. 9. 24	39. 9. 26
沖縄諸島祖国復興代會	40. 8. 26	

他
目
的
要
請

アメリカ局長
承事官
北米課
三九行議第三四六号
昭和三十九年七月二〇日

要研究	急
課長	
吉田	
藤原	
川平	
津吉	
打	

沖繩の祖国復帰要請について

標記の件について、別紙のとおり決議いたしましたので、よろしく御配慮方お願い致します。

外務大臣

推名悦三郎殿

行橋市議会

議長 長野信



決議文

沖繩の祖国復帰の問題は沖繩県九十万同胞はもとより全日本国民多年に亘る非難である。戦後十九年の永きにわたり、祖国日本から分離され祖国との往来も米民政府のパスポートを必要とする現状である。

かかる状態を今後継続することは、独立国日本国民として耐え難い屈辱であり、同胞として忍びがたいものである。

沖繩に於ける主席公選、自治権獲得、祖国復帰の運動は今や政党政派を超越した全島民の世論となつてゐる。沖繩統治のあり方は地域住民の利益が至上のものであるという原則と民主主義ならびに基本的人権の保障に反するものといわねばならない。

同一民族が分断され他国の支配下におかれてゐることは国際正義に反するものと信ずる。よつて行橋市議会は沖繩が一日も早く祖国日本に完全復帰するための措置が速かに講じられるよう強く要請するものである。

右決議する。

昭和三十九年七月十七日

行橋市議会



アメリカ局長

参事官

北米課長

牛議第233号

昭和39年7月25日

外務大臣 推名悦三郎殿

同胞の心情を御賢察の上、沖縄全島に対して日本の主権を速やかに、かつ完全に回復するため特別の措置を至急講じてくださるよう、決議書を添えて要請申し上げます。 敬具

熊本県牛深市議会
議長 鶴長 千年



(決議書 / 部添付)

沖縄の祖国日本への復帰要請について

謹啓 盛夏の候ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、私どもは、沖縄90万同胞が敗戦による被圧迫民族として戦後19年の長きにわたって苦難に満ちた生活の中にしん吟していることに対し、限らない同情を覚えるものであります。

つきましては、本市議会は別紙のとおり、沖縄の日本復帰要請に関する決議をしました。

政府におかれては、沖縄島民が常に祖国日本への復帰を熱望し、涙ぐましい努力を続けている90万

要	里	要	連絡
要	研究	至	急
課	長		
斎	藤	吉	田
有	馬		
渡	辺	平	川
大	崎	吉	津

沖繩の日本復帰に関する決議

牛 深 市 議 会

沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は第二次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は、東西両陣営対立の複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖繩住民に転嫁することはわれわれの到底忍び得ないところである。1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除

されない限り、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。然るに沖縄住民は、戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた沖縄に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。よって政府におかれては、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懐く素朴な感情を御賢察の上、速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和39年6月18日

牛深市議会



アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和三十九年七月二十七日

要処理要連絡
要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
上村

沖縄の祖国日本への復帰に関する意見書

外務大臣

新潟県長岡市

椎名悦三郎 殿

沖縄の祖国日本への復帰に関する意見書

沖縄住民が祖国日本への復帰に悲願をかけて以来ここに十九年、この間幾多の困難にも
めげず、全住民はあげてその目的達成のために不断の努力を続けております。

よつて、政府並びに関係当局におかれては、沖縄住民の悲願と日本国民の素朴な国民感
情を直視し、速かに沖縄が祖国日本へ完全に復帰し得るよう適切な措置を講ぜられること
を要望する次第であります。

ここに地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

昭和三十九年七月二十七日

長岡市議会議長 酒井松



434f
8787

延市議第二八三号

アメリカ局長
事務官
北教課長

昭和三十九年七月二十八日

延岡市議会議長

伊島正

外務大臣
椎名悦三郎 殿

沖縄の日本復帰に関する決議

昭和三十九年七月九日延岡市議会において別紙のとおり決議いたしましたので、善処方をお願いいたします。

連絡要理処理	
急務	
研究	
課長	
田吉	
吉藤	
吉藤	
川平	
川平	
津吉	
津吉	
上打	



4346

沖縄の日本復帰に関する決議

4346

沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は、第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよかかる犠牲を沖繩住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖繩住民は、戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれては、沖繩統治の実情と、沖繩並びに本土の全国民が懐く素朴な感情を御賢察の上、速やかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右、決議する。

昭和三十九年七月九日

延岡市議



アメリカ局長

参事官

北米議長
筑議 第593号

昭和39年7月29日

外務大臣
椎名 税三郎

福岡県筑後市議会

議長 中尾 義



沖縄の日本復帰に関する決議について

沖縄の日本復帰に関し別紙のとおり決議されましたので速やかに御措置賜りますようお願いいたします。

要処理要	絡
要研	至急
課	
所	吉田
有	
平	川
大	津
5月	

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月17日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

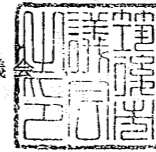
然るに沖縄住民は、戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よって、政府におかれては、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懐く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

以上、決議する。

昭和39年7月10日

福岡県筑後市議





アメリカ局長
参事官

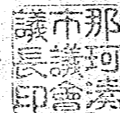
茨湊議発第 60 号

昭和39年7月30日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

茨城県那珂湊市議会議長

井上 勇



沖縄の祖国復帰に関する要請について

沖縄が速かに日本の主権の下に帰り、且つ完全に日本国民たるの自由と権利を享受出来るよう最善の努力を払われんことを本市議会の決議をもつて強く要請いたします。

議処要連絡
要研究
議長
高 藤 吉 田
有 馬
渡 辺 平 川
大 路 吉 津
と 打

(那珂湊市役所)

沖縄の祖国復帰に関する要請決議

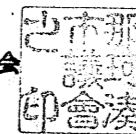
沖縄は、第二次大戦の敗戦による軍事占領統治7年、次いで対日平和条約第3条によつて祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地的支配のもとにおかれて12年、実に19年の長きにわたつて異民族の支配下におかれている。第二次大戦時祖国防衛最後の拠点として山容を変え、島民を全滅させるが如きまで最大の犠牲を払われた同邦沖縄が未だに島民の悲願を達せず、はるかに祖国復帰の血の叫びを続けさせて居ることはわれわれ日本国民として誠に同情に堪えざるところである。

日本政府は、沖縄が速かに日本の主権の下に帰り、且つ完全に日本国民たるの自由と権利を享受出来るよう最善の努力を払われんことを強く要請するものである。

上記決議する。

昭和39年7月28日

那珂湊市議会



(那珂湊市役所)

アメリカ局長
参事官
北米課長 昭和39年7月31日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

網走市議会議長 林 幸



沖縄の祖国復帰に関する要望決議の送付について

7月14日の第136回本市議会臨時会において様記の決議案を可決したので、別紙のとおり送付しますから格段の措置を講ぜられるようお願いいたします。

要処理	急
要研究	急
課長	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
大崎吉	

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

網走市議会

4347

沖繩の祖國復歸に関する要望決議

沖繩は古来日本固有の領土であるにも拘らず、終戦後未だにその主権が確立されていない現状にある。この間90万同胞が挙つて祖國日本への復歸を切望し、幾多の困難をこえて運動を続けながら今日なおその悲願が達成されず、住民の政治、経済、教育、福祉等生活のあらゆる面にわたつて圧迫と統制にしん吟している。

このことは、国連憲章、人権世界宣言に背反するのみならず、国際正義上からも許さるべきことではないと信ずる。よつて政府は、沖繩の祖國復歸が一日も早く実現し、沖繩に対する日本の主権が完全に回復する措置を講ぜられるよう、本市議会の決議により強く要望する。

以上決議する。

昭和39年7月14日

網走市議会

アメリカ局長

参事官

先米談話

沖縄祖国復帰に関する決議

第2次世界大戦による日本の敗戦以来12年間
軍事占領と対日平和条約による分離とによつて、
異民族の支配を余議なくされているのが沖縄の現
状であります。

沖縄の軍事基地化による住民の生命財産は、軍
用機の墜落事故、流れ弾又は砲弾落下によりおび
やかされ、完全の補償がなされず金融機関への介
入、農産の抜打監査等自治権は皆無の状態である
と、沖縄90万同胞は訴えております。これは、
その地域の住民の利益が至上のものであるという
原則に立つて行わなければならないという国連憲
章に規定された非自治地域の統治の原則に違反し
真にいかなる理由があるにせよ同一民族が分断さ
れ、他国の支配下におかれることは、国際信義に
反するものと信じます。

永い年月にわたる沖縄問題の苦悩を思うとき、
我々国民は一丸となつて沖縄同胞の悲願である祖
国復帰を達成出来るよう努力すべきであると信じ
政府に於てもこれが措置を講ぜられますよう強く

要請いたします。

右決議する。

昭和39年7月24日

草津町議会



要処理要連絡	
要研究至急	
課	
斎藤吉田	
有	
渡辺平川	
大崎吉津	
上村	

アメリカ局長

参事官

北米課長

沖縄の日本復帰要請に関する決議

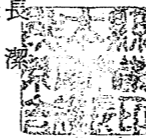
本市議会は、沖縄全島に対して日本の主権を速やかに回復するため、別紙のとおり決議しましたので特別措置を至急講ぜられるよう配慮方お願いいたします。

昭和39年7月20日

外務大臣
権名悦三郎 殿

熊本県荒尾市議会議長

小川



要処	頭	結
要研究	至	急
課長		
高 藤 吉 田		
有 馬		
渡 辺 平 川		
大 針 吉 津		

39.7.28
310

沖縄の日本復帰要請に関する決議

沖縄は第二次世界大戦の敗戦に伴い、軍事占領下に7年
ついで平和条約締結後も日本より分離され、アメリカのれ
い属下に72年、実に79年の長きに亘つて異邦の支配を
余儀なくされています。島ぐるみの基地化と軍事支配の中
で、島民は財産はもとよりその生命の安全さえも保証され
ない苦難の中に呻吟しつつ、常に祖国日本への復帰を熱望
して涙ぐましい努力を継続して参つたのであります。この
島民の悲願にもかかわらず、極東に脅威と緊張が存続する
ことを理由に米国の沖縄支配はいよいよ長期化しその解決
の糸口さえも見出し得ない実情であります。

なお最近においては、高等公務官の専制支配が露骨化し
琉球銀行をはじめ各金融機関への介入、アメリカ銀行の進
出、開発公社の株式取得等、経済的植民地化の傾向が強
なり、主権平等の原則と島民の自治権さえもおびやかされ
ている現況で、国連憲章にも違反するものであります。

私どもは、沖縄70万同胞が敗戦による被圧迫民族とし
て戦後79年の長きにわたつて苦難に満ちた生活の中に呻
吟していることに対し、限りない同情と憤りを覚えるもの
であります。

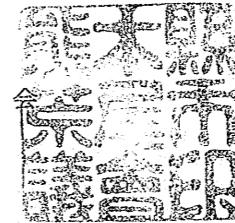
政府ならびに衆参両院におかれては70万同胞の心情を御
賢察の上、沖縄全島に対して日本の主権を速やかに、かつ
完全に回復するため特別の措置を至急講ぜられるよう市議

会の決議をもつて強く要請するものであります。

以上決議する。

昭和29年7月16日

荒尾市議



アメリカ局長

参事官

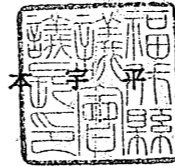
福議 第 881 号
北米課長

昭和39年7月31日

④

外務大臣 椎名悦三郎殿

福井県議会議長 山本



陳情書の提出について

7月17日本県において開催された近畿2府6県議会議長会
において、別紙のとおり議決されましたので、これが実現に特
段の御高配を賜りますようお願いいたします。

要処理	要連絡
要研究	急
課	
斎	吉、田
有	馬
渡	辺平川
大	崎吉津

沖縄の早期復帰方について

90万余の沖縄同胞は戦後18年間たえず祖国復帰を願い
沖縄立法院は幾回となく復帰要求の決議を繰り返している。

アメリカ合衆国の沖縄統治の不当性は国際的にも指摘され
ているところであり、更にこれは領土の不拡大、民族自決の
方向に逆行し、国連憲章の信託統治の条件にも該当せず、国
連憲章に相反するものがある。

今や国民世論も強く沖縄の祖国復帰を熱望しておる実情に
かんがみ、政府は強固な態度で沖縄の返還について対米交渉
をなし、沖縄の祖国復帰の実現に最大の努力を傾倒せられた
い。

上記近畿2府6県議会議員会の議決により陳情する。

昭和39年7月17日

外務大臣 推名悦三郎殿

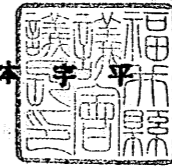
近畿2府6県議会議員会

京都府議会議員 佐川一雄
大阪府議会議員 中井信夫

兵庫県議会議員 石井武夫
奈良県議会議員 吉川一雄
和歌山県議会議員 町田善友
滋賀県議会議員 岸本久一郎
三重県議会議員 西口喜太郎
福井県議会議員 山本宇平

代表

福井県議会議員 山本宇平



議 第 455 号

昭和 39 年 8 月 4 日

外務大臣
推 名 悦 三 郎 殿

大牟田市議会議長 境



決議の送付について

8月2日朝会の当市議会において、沖縄の日本復帰に関し別紙
のとおり決議されましたので、決議の写を送付いたしますととも
に趣旨実現方について格段の御配慮方をお願い申し上げます。

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄県は、第2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にありべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、沖縄県民の自主性と多大の基本的人権を侵している。かかる犠牲を沖縄県民に転嫁することは、われわれの到底許し得ないところである。

1962年3月19日に打出されたケネディ前大統領の沖縄新政策は、沖縄が日本の一部であることを確認し、米国が将来日本に施政権を返還する日に備えて、高等弁務官が直接必要としない権限を除々に琉球政府の手に返還することが望ましいと従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明らかにしている。

池田首相は、このほど沖縄の新高等弁務官として赴任の途にあるワトソン中将との会見で沖縄問題に対する日本政府の主張を繰り返し述べているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は見通しさえつかない情勢である。

沖縄県民は、戦後19年の間、ひたすらに本土への復帰を願いぬれぬれ国民も、また、沖縄に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よって、政府並びに沖縄米国民政府におかれては、沖縄統治の

実情と、沖縄県民の自治権確立の切実なる要求と全国民が抱く熱烈なる祖国復帰の感情を御察察の上、速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

右決議する。

昭和39年8月2日

大牟田市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

ハツ A 7 2 /

昭和39年8月4日

外務大臣 榎本 洋一郎 殿

宮崎県西都市議会

議長 井上 武雄



沖縄の日本復帰に関する決議案の送付について

標記の件につきましては、本市議会清場一致の議決により
別紙のとおり決議いたしましたから送付いたしますのでよろ
しくお取り計らいをお願いいたします。

要処理要連絡
要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津

沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られていた措置にせよ、かかる犠牲を沖繩住民に転嫁することはわれわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明かにしているがかかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖繩住民は戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて政府におかれては沖繩統治の实情と沖繩並びに本土の全国民が深く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右決議する。

昭和三十九年七月十一日

西都市議会

アメリカ局長

参事官

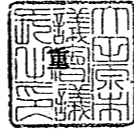
北米課長

大議発才 41号

昭和39年8月6日

外務大臣 椎名悦三郎殿

大田原市議会 議長 森



沖縄の日本復帰要請決議について

沖縄90万住民が自治権拡大と日本復帰を熱望し居る実情に対して私達は同胞の悲願として真に同情にたえないところでありまして、大田原市議会は別紙のとおり決議を行いましたので、一日も速にこれが達成のできますよう関係各機関が一層の御努力下さることを要請いたし、ここに決議文を送付します。

要処理	連絡
要研	至急
課	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
大橋吉津	
上打	

4433

沖縄の祖国復帰に関する決議

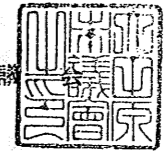
沖縄の90万同胞が祖国日本復帰への悲願をかけてより19年その間幾多の難関に逢着しながらも、ひたすら、その悲願達成に全住民挙つて努力を重ねておるが、いまなお解決の糸口すら見出し得ない状態にあることは、まことに遺憾にたえない。

よつて大田原市議会は沖縄90万住民が一日も早く祖国日本に復帰できるよう措置を講ぜられることを強く要請する。

以上決議する。

昭和39年7月31日

大田原市 議長





アメリカ局長
参事官
北米課長
議発第 5057 号
昭和 39 年 8 月 10 日

外務大臣
権名 悦三郎 殿

新津市議会
議長 石山 常



沖縄の祖国復帰要請に関する決議の
送付について

当市議会は標記のことにつき、別紙のとおり昭和 39 年 8 月 7 日決議いたしましたので、貴職において万全の措置を講ぜられるようお願い申し上げます。

要処理要連絡	要研究	急
課長		
吉田		
有馬		
渡辺平川		
大崎吉津		

北米課
大臣
39.8.10
秘書官

4514

沖縄の祖国復帰要請に関する決議

沖縄 90 万の住民が、祖国日本への復帰に悲願をかけて 19 年、この間幾多の困難に逢着しながらも、全住民挙げてその目的達成に努力を重ねているが、今日なおその解決の糸口も見出し得ないことはまことに遺憾にたえないところである。

本市議会はいかなる理由があるにせよ力によつて同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは、国際正義に反し、許されるべきでない信じ、日本の主権が速やかに、かつ、完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要請する。

以上決議する。

昭和 39 年 8 月 7 日

新津市議会

アメリカ局長

参事官

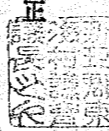
北米課長

東職発第 102 号

昭和39年8月20日

外務大臣
北村悦三郎 殿

茨城県東海村議会議長 坏



沖縄の日本返還に関する決議文送付について

本村議会は、8月1日の第3回定例会において、沖縄の日本返還に関する決議を別紙の如く議決したので、善処されるよう送付します。

要処理要連絡	
要研究至急	
課長	
吉田	
有馬	
川平	
津吉	
大	

沖縄返還に関する決議

かつて日本の領土であつた沖縄は、敗戦によつてアメリカ（米國）の行政治下に帰属した。

爾來20年沖縄の同胞は、日本復帰を念願してあらゆる困難と闘いつつその実現に努力してゐる。

この切々たるかつての同胞の心情を想う時、吾等日本人として黙過することをゆるされない。

その目的実現のため、あらゆる運動を起し一刻も早く租界日本復帰実現を期するものである。

上記決議する。

昭和39年8月1日

東 海 村 議 会

茨城県那珂郡東海村議会議長 坪

正



アメリカ局長

参事官

北米課長

沖

七

要処理要連絡
要研 至 急
課 長
吉田
藤原
渡辺
大崎

十三世

沖繩の本工復帰要求に關する決談

沖繩がアメリカに占領されてから、すでに十九年もたつた。沖繩の県民は、この間焦土と化した郷土の再建、軍事基地の撤去、祖国復帰をめぐり、日夜敢闘してゐるが、その困苦にみちた形相にわれわれは同じ日本人として深く心痛むのを覚える。

沖繩では現在、もしそれが日本本土で起つたならば社会的大問題になる事件が、日常茶飯事のように発生し、それがアメリカ軍の一方的措置によつて葬りさらされてゐる。アメリカ軍人の県民射殺事件、自動車による轢殺事件、戦時中の墜落による大量死傷事件など、そのいくつかをみれば明らかなように、平和をもとめてやまな県民の基本的人権は全く侵されてゐるのである。

また労働者は、諸手当が一切ない基本給だけの低賃金、労災保障や健康保険もない労働条件、それに本土の三々四割高といふ生活必需品の高物価になやましてゐる。そればかりが労働者の地位と生活の向上をめぐり、立ちあがるとき、そこには軍政の布令がさびしくのしかつてくる。一例をあげれば、昨年の春闘時には、全通労組が民主的団定でとりきめた賃金協定を軍政の最高責任者であるキヤラウェイ前高等弁務官が一片の書簡で拒否するといふような事態までおこつてゐる。

沖繩の直面してゐる状態こそ、まさに残虐な植民地支配の姿を余すところなく示してゐるといえる。

二のような情勢のため、大田主席の任命制にたいし、与党である自民党のなかにすう反對がふり、ついに分裂に至つてゐる。しかるに池田内閣は、沖繩の自治権確立、本土復帰の問題で、アメリカ政府と交渉するといふなら、いまだに積極的な熱意を示してゐない。

われわれは、三つした政府の態度に嚴重抗議するとともに、沖
縄が軍事基地の区域から解放され、沖縄県として一月も早く
本土に復帰するよう積極的に要求する。

また、沖縄の労働組合にたいする諸権利の侵害にたいしては、
ともに手をたずさえてたたかうとともに、その本土復帰の要求を
自らのたたかいとしてとりくむことを誓うものである。

二のたてがいは、ラオス、ベトナムにおけるアメリカの侵略が露骨
になり、沖縄がその前進基地として積極的役割りを果たして
るとき、日本の平和と独立と民主主義をまもる上からも重大な意
義をもつてゐる。

われわれは、沖縄同胞の血の叫びを自らの叫びとし、新しい
前進を開始しよう。

右決議する。

一九六四年八月十四日

全日本金属鉱山労働組合連合会
第四十六回定期全国大会



アメリカ局長

参事官

北米課長

結議発第四五号

昭和三十九年八月十九日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

茨城県結城市議会議長 奥沢庄



沖縄の租国復帰につき別紙のとおり決議いたしましたので、本問題の解決が実現されるよう要望いたします。

要処理要連絡	
要研究至急	
課長	
森 藤吉 田	
有 馬	
渡 辺平 川	
大 崎吉 津	
(E 指)	

4690

沖縄の祖国復帰に關する要望決議

沖縄はオマニ大戦敗戦より、軍部占領七年、次いで一九五三年四月二十八日、対日平和条約オマニ条に
よって、祖国から分離され、米国の管理下に置かれること、更に十二年の長きに亘り今日に至るまで
るが、沖縄住民の祖国復帰への悲願は、誠に切なるものがある。
よって日本民族の自由と平等の立場から、沖縄九十方同胞の心情を御賢察の上、沖縄の祖国
日本への復帰が一日も早く実現されるよう強く要望する。
右決議する。

昭和三十九年八月十九日

茨城県結城市議



アメリカ局長
参事官

北米課長

総市議第 365 号

昭和39年8月27日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

岡山県総社市議会議員

秋山 実



沖縄の日本本土復帰に関する決議書

送付について

このことについて、別紙のとおり、本市議会において決議いたしましたので、格段のご努力を払われますよう強く要望するため、決議書を送付いたします。

要処	要連絡
要研究	至急
課	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
吉津	

大信
39.8.31
秘書官室

沖縄の日本本土早期復帰に関する決議

日本固有の領土である沖縄が、戦後19年を経た今日、なお米国の統治下にあります。沖縄90万人の住民はもろろん、日本国民挙げて、日本本土への復帰の熱望に燃えております。

今日まで、この問題解決促進のため幾たびか米国との折衝をお願いいたしてまいりましたが、その解決の糸口をも見出し得られないことは、まことに遺憾とするところであります。

政府におかれては、沖縄住民の悲願と日本国民の要望が、日をおつて熾烈になつておりますことをご賢察いただき、日米両国の理解と信頼に基づいて、沖縄の日本本土への早期復帰実現のため、格段のご努力を払われるよう、強く要望いたします。

昭和39年8月19日

総社市議



アメリカ局長

参事官
北米課長

総特第7142号

昭和39年9月10日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



沖縄平良市議会における「日本復帰要請書」について

標記要請書が平良市議会議長 森本玄俊氏より那覇

日本政府南方連絡事務所長を通じ、別添のとおり、送付された
ので回報する。

要処理要連絡
要研究至
課長
副課長
有馬
殿平川
大崎吉津
上打



総理府

平議発次49号

1964年8月25日

外務大臣
権名悦三郎 殿

平良市議会議長

森本玄俊

日本復帰について

沖縄の住民は幾多の困難に遭遇し、それから十数年に亘
つて必らず日本復帰の実現に努力を続けて来たが、今尚
その道が閉ざられて、いふことは住民の非運ばかりではなく日
米相互の信頼を阻害するものである。

しかも世界の状況が主権平等と国際平和の方向へ歩みを
続けている現在において、国連加盟である日本領土の一部
沖縄が米国の施政権下にあるということは最早その要因も欠
くものであり、植民地阻止宣言はもとより国連憲章に反
するものである。

また日米会談で提唱された沖縄住民の福祉向上もその
根本は日本復帰に帰着するものであって、この原則を無視
しては沖縄問題の解決はあり得ないものである。

よって本市議会は、先般国是例会の決議によつて日本政府
が沖縄に対する主権回復の実現について強力に推進して貰
うよう要請する次第である。

B5(25行)

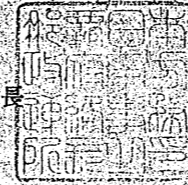
平良市議会事務局

総南連第2028号

昭和39年9月5日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



「日本復帰要請書」(平良市議会)の回送に

ついて

平良市議会議長からみだしの要請書を内閣総理大臣、衆議院議長および参議院議長あてに送達されたい旨申し添えて送付があつたので回送する。

要請書の添付あり

2070
総 理 府

北米課長

富議第二一二号

昭和三十九年九月十一日

静岡県富士宮市議会議長 伊藤利

外務大臣 椎名悦三郎 殿

沖繩祖国復帰促進に関する決議書送付について

このことについては、沖繩の那覇市並びに宜野湾市の両市議会からの強い要請もあり、また当富士宮市在住の沖繩出身者はもちろんのこと、全市民がこの一日も早からんことを願っています。

よつて、ここに富士宮市議会は、八万市民の総意をもつて決議した次第です。

なにとぞ、この願意が達成できますよう善処賜わりたくお願いいたします。



連絡	要
急	至
研究	要
長	課
田	吉
藤	藤
川	平
津	吉
上	利

沖繩祖国復帰促進に関する決議

第二次大戦の敗戦とともに沖繩は米国の占領統治下におかれ、また平和条約締結後も祖国より分離され、米国の支配のもとに沖繩住民の切なる祖国復帰の願ひもむなしく十九年の歳月が流れているのであります。

この間、沖繩は、米軍の軍事基地化され、ために住民生活は種々の制約を受け、政治的にも経済的にも米国の関与のもとにおかれ、かつまた米軍の演習等による弊害が後をたえず、住民はたえずその脅威にさらされているのであります。剩え、その損害の要求も十分に言い得ないと聞き及ぶ時、同胞としてまことにしのびがたきものがあるのであります。一日も速やかなる祖国復帰が望まれる次第であります。

よつて、本市議会は、政府に対し、沖繩の祖国復帰が一日も速やかに実現でき得るよう強力なる措置を講ぜられたく強く要請する。

右決議する。

昭和三十九年九月 七日

静岡県富士宮市議会議長 伊藤利



外務大臣

椎名悦三郎

アメリカ局長
参事官
北米課長

察市議収発第六五一号

昭和三十九年九月十二日

察河江市議会議長 仁藤 貫一



沖繩返還に関する意見書の提出について

みだしのことについては、地方自治法第九十九条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

外務大臣
推名悦郎 殿

意見書

沖繩返還に関することについて

日本国土の重要な一部である沖繩が、戦後二十年余今尚米国の施政下におかれている。沖繩の祖国復帰は、島民九十万の悲願のみならず、日本とアジアの平和と独立を愛するわれわれ日本国民の民族的課題として、その早期返還を實現すべく政府は全力をあげるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和三十九年九月十二日

察河江市議会議長 仁藤 貫一



外務大臣
推名悦郎 殿

要処理要連絡
要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
上村

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の90万同胞が、祖国日本への復帰を指向し、その悲願をかけてより、19年という長い間、幾多の困難に逢着しながらも、ひたすらその悲願達成のため、全住民挙つて努力し続けてきたところであるが、いまだに解決の糸口すら見出し得ず、他国の支配下におかれていることは、まことに遺憾にたえない。

よつて、足利市議会は沖縄90万住民の祖国日本への復帰が一日も早く実現できるよう、特段の措置を講ぜられることを強く要請する。

以上決議する。

昭和39年9月21日

足利市議会



アメリカ局長

参事官

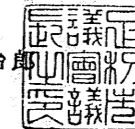
北米課長

足市議第148号

昭和39年9月25日

外務大臣 推名悦三郎 殿

栃木県足利市議会議長 塚原 徳治郎



沖縄の祖国復帰に関する決議文送呈について

沖縄の祖国復帰が実現されるよう、本市議会では9月21日の本会議において、議員全員をもつて、別紙決議文のとおり決議いたしましたので、特段のご高配をたまわりますようお願い申し上げます。

要処理要連絡
要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
上村

アメリカ局長
参事官

北米課長

小議発第四三六号

昭和三十九年九月二十一日

東京都小金井市議会議長 保立

外務下達

権名模三郎 殿

沖繩の祖国日本への復帰に関する決議について

(送付)

このことについて、昭和三十九年第三回小金井市議会定例会九月二十一日の会議において、別紙のとおり決議したので送付します。

連絡要理	急
至	
研究	
課長	
田吉	
川平	
吉	
上村	



東京都小金井市役所

沖繩の祖国日本への復帰に関する決議

沖繩の九十万住民は十九年間の長い年月にわたり、幾多の困難にあいながらも、祖国日本への復帰に努力を重ねてきているが、今日なおその解決の糸口を見い出さず同一民族が祖国から分断されていることは、遺憾にたえない。

よつて政府は一日も早く沖繩の祖国日本への復帰について、策を講ずべきである。

右決議する。

昭和三十九年九月二十一日

東京都小金井市議会

東京都小金井市役所



アメリカ局長

参事官

No.

参事官

39 白議第109号

昭和39年9月28日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

福島県白河市議会議長 田村秀太郎



決議書(写)提出について

1. 沖縄県の祖国復帰に関する要請について

議の件は昭和39年9月25日第5回白河市議会議定例会において別紙(写)の通り決議したので提出します。

抄



決議案第三号

寫

沖縄県の祖国復帰に関する要請について決議

沖縄県は第二次大戦後占領統治下にあること七年・次いで対日
 平和条約により米国の軍政下におかれること十二年・実に過去
 十九年間の長きにわたつて祖国から分離されて今日に至つてい
 る。この間同県民はあらゆる分野にわたつて不自由な生活を余儀なく
 され生命・財産もおびやかされている事例が少くない。
 ために祖国の主権が速やかに完全に回復するようわが政府及び
 米国政府に熱烈に要請を重ねているがいまだその曙光をつかめず
 焦燥と苦惱を続けている現状である。
 吾々は同県民の切実な願望に対して深い同情と共感をよせその
 要請を強く支持し政府が速やかに主権の回復について交渉を促
 進するよう要請するものである。

右決議する。

昭和三十九年九月二十五日提出

提出議員	双石正資
賛成議員	高村高徳
同	真鍋吉弥
同	海野龍男
同	薄井信雄
同	松井勝永
同	薄井盛治

昭和参九年九月廿五日

原案可決

白河市議會議長 田村秀太郎

アメリカ局長

参事官

北米課長

福議第 1100 号

昭和39年9月30日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

福井県議会議長 山本



決議書の送付について

9月29日開催された定例福井県議会において、別紙「沖縄の祖国復帰に関する決議」および「歯舞諸島および色丹島復帰に関する決議」が満場一致をもって議決されましたので、これが実現のため積極的措置を講ぜられるよう御願ひ申し上げます。

要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
(印)

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の祖国復帰は全島民の悲願であり、われわれ日本人齊しくその実現される日の速かならんことを希求している。

沖縄は対日講和条約により現在なお米国の施政権下にあるが、潜在主権は日本にあり且つ日本領土の一部であることは明白な事実である。

然るに対日講和条約発効後すでに12年を経過した今日、依然として米国の統治権下に支配されていることは誠に不合理であり、国連憲章はもとより世界の世論にも反するものであり、沖縄施政権の日本への返還は国連の植民地解放宣言と世界平和への大道である。

よつて政府においては、沖縄島民の切々たる祖国復帰の声にこたえて、一日も早くその実現を図るよう最善の努力を払われるよう強く要望する。

上記のとおり決議する。

昭和39年9月29日

福井県議会

齒舞諸島および色丹島復帰に関する決議

日本国は、平和条約第2条の項により千島列島に対する権利、権限並びに請求権の一切を放棄したが、その帰属に関しては何ら明らかにされていない。また齒舞諸島および色丹島については、千島列島でないにもかかわらずいまだソ連邦の領守するところとなっており、日ソ両国の国交調整は世界平和の確立のためきわめて緊要である。

齒舞、色丹諸島は、歴史的、国際的に徴し、伝統的にもわが国の領土であることは厳然たる事実であつて、第2次世界大戦戦後処理の基本方針として、連合国が宣言した領土不拡張の原則からも、これら諸島の返還は国際正義にかない、ひいては世界恒久平和に資するものと確信するものである。

よつて、これら領土の復帰に積極的措置を講ぜられるよう要望する。

上記のとおり決議する。

昭和39年9月29日

福井県議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

呉市議会才 594号

昭和39年10月2日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

呉市議会議長

平本 亀



沖縄における施政権回復に関する決議文の送付について

みだしのことについて、9月24日の本市議会において全会一致をもつて別紙のとおり、決議いたしました。

つきましては、この要望が早急に実現いたしますようお願いいたします。

要研究至	急
課長	
廣 藤吉	吉
有 馬	馬
渡 辺平	平
大 崎吉	吉



呉市議会

沖縄における施政権回復に関する決議

沖縄における施政権の日本政府への復帰は、沖縄90万同胞はもとより、わが国民あけての悲願であるにもかかわらず、いまなお、その実現をみていないことは、はなはだ遺憾である。

われわれは、この日本国民の総意を反映して国会においても、過去数回にわたり沖縄施政権回復の決議が行なわれ、また政府においても、その実現に努力を続けられていることについて感謝の意を表するものである。

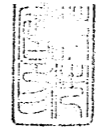
ここにおいて本市議会は、沖縄の施政権回復が可及的すみやかに実現するよう政府において今一その努力を払われるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和39年9月24日

具 市 議 会

具 市 議 会



アメリカ局長

参事官

北米課長

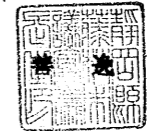
藤 議 第 346 号

昭和39年10月2日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

静岡県藤枝市

議会議長 八 木



沖縄の祖国日本への復帰に関する決議書

送付について

このことについて、昭和39年9月29日開催の藤枝市議会9月定例会において議決されたので、別紙決議書を送付いたしますからよろしくお取り計らい願いたい。

要処理要連絡
要研究至 急
課 長
寄 藤吉 田
有 馬
渡 辺平 川
大 崎吉 津
上 柳

沖縄の祖国日本への復帰に関する決議

沖縄を含む日本国民の要求である「沖縄の祖国日本への復帰」が、今なお、その実現をみないことは、はなはだ遺憾である。

当藤枝市議会は藤枝市民はもとより全国民の願いにこたえて沖縄に対する日本の主権が、すみやかにかつ完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要請する。

以上のとおり決議する。

昭和39年9月29日

静岡県藤枝市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

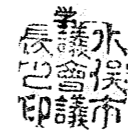
水議第四五七号

昭和三十九年十月一日

外務大臣
推名悦三郎殿

水俣市議会議長 尾田

連絡費処理	急
至研究要	
長	
田吉藤	
馬	
川平	
津吉	
上村	



沖繩の日本復帰についての要望
水俣市議会は、昭和三十九年九月二十八日第三回定例会において別紙の決議を全会一致可決したので、その実現につき格段の御高配を賜わりますようお願いいたします。

水俣市役所

沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は、東西両陣営対立の複雑な国際情勢のもとでやむを得ずとられている措置にせよかかる犠牲を沖繩住民に転嫁することは、われわれのとうてい忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されない限り、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

しかるに沖繩住民は、戦後十九年の間、ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて政府におかれては、沖繩統治の実情と沖繩並びに本土の全國民が抱く素朴な感情を御察の上、すみやかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

右決議する。

昭和三十九年九月二十八日

アメリカ局長

参事官

北米課長

鹿市議 651

昭 29 226

外務大臣
権名悦三郎

鹿児島市議会議長

濱平勇吉

沖縄の日本復帰に関する決議書の送付

について

政務御多端の折柄、まことに恐縮に存しますが、今般、本市議会において、別紙のとおり「沖縄の日本復帰」に関し、即時実現方を要請することに決定し、決議いたしました。

つきましては、沖縄住民の永年の非願である祖国復帰に関し、1日も早くこの宿願が達成せられるよう何卒よろしく善処方お願いいたします。

か
ご
し
ま
市

要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津



沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は、第2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は、複雑な国際情勢のもとでやむを得ずとられている措置にせよ、かかる犠牲を沖繩住民に転嫁することはわれわれのとうてい忍び得ないところである。

1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

しかるに沖繩住民は、戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた沖繩に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よって、政府におかれては、沖繩統治の実情と沖繩並びに本土の全国民がいたく素朴な感情を御賢察のうえすみやかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

以上決議する。

昭和39年9月25日

鹿兒島市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

小議第302号
昭和39年10月1日

外務大臣
椎名悦三郎

小林市議会議長 緒方



沖縄の日本復帰について

このことにつきまして、本市議会では下記の決議をしまし
たので提出いたします。

記

沖縄の日本復帰に関する決議

(本文別紙)

要研究至急
課長
斎藤吉田
有馬
渡辺平川
大崎吉津
(木)

小林市役所

大臣
39.10.-6
秘書官室

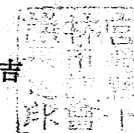
沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄の日本復帰は、沖縄の同胞はもとより全国民あげて多年の宿願であるにも拘らずいまなお、その実現をみないことはまことに遺憾なことである。

よつて政府は国民の強い願望にこたえ、「沖縄における日本の主権回復」の早期実現に特段の努力をされるよう強く要望する。

昭和39年9月25日

小林市議会議長 緒方 熊吉



アメリカ局長
参事官
北米課長

沼市議第1086号
昭和39年10月5日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

沼津市議会議長 田止



沖縄の祖国復帰促進に関する決議について

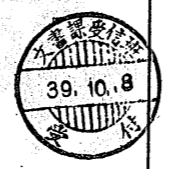
謹啓 仲秋の候益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、昭和39年10月2日第6回定例沼津市議会において、
沖縄の祖国復帰促進に関する決議を別紙のとおり行なつたので
あります。

つきましては、何卒この願意をお汲み取り下され、沖縄の祖
国復帰が1日も速かに実現でき得るよう格別の御詮議をもつて、
御高配を賜わりますようお願い申し上げます。

敬 具

処理要連絡
要研究至急
課長
斎藤田
有馬
渡辺平川
大崎吉津



沼津市議会

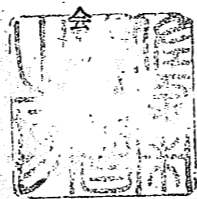
沖縄の祖国復帰に関する要請決議

沖縄は、第二次大戦の敗戦による軍事占領統治七年、次いで日本
国との平和条約第三条によつて祖国から分離され、アメリカ合衆国
政府の信託統治下に置かれて今日に至つては、島内九十万同胞
の祖国復帰に関する悲願は、とりもなおさず全日本国民の宿願でも
あるので、当市議会においても那覇市議会並びに宜野湾市議会の切
望に応え、祖国日本の主権が速かに、かつ完全に回復される措置を
講ぜられるよう要請する。

昭和三十九年 九月 三十日

同日議決

佐原市議



アメリカ局長
参事官
北米課長

太議発才五七八号
昭和三十九年十月六日

太田市議会議長 相川

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	半川
大崎	吉津
中田	山田
後藤	藤

外務大臣
椎名悦三郎 殿

意見書提出について

このことについて、当太田市議会は九月二十九日別紙のとおり意見書を議決したので、地方自治法才九九条才二項の規定により提出します。




意見書

アメリカ局長
参事官

北米課長
39加議第253号
昭和39年10月6日

外務大臣
権名悦三郎 殿

加世田市議会議長 松岡健


意見書の提出について

昭和39年10月2日第5回加世田市定例議会において別紙「沖縄の日本復帰について」全会一致をもつて決議しましたので、地方自治法第99条第2項の規定に基づき提出いたします。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	木村
枝村	河内
斉藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

外務大臣
権名悦三郎 殿

昭和三十九年十月六日

太田市議会議長 相川



沖縄に対する主権回復についての意見書

わが国土たる沖縄は、平和条約によつて国際信託統治制度のもとに置かれています。このため、九〇万の同胞は祖国と分断されて他国の支配に属し、その軍事目的のために、財政的経済的に多くの統制と制限にあえぎ、住民の自治権は著しく狭ばめられている状況にあります。ことに基地周辺の住民は、演習による事故等によりその生命財産は日夜危険にさらされる等、沖縄全住民ははかり知れない苦しみにうめいている実情にあります。

このようなゆゆしい事態が、いつ果てるともなく持続される中であつて、隠忍十九年ひたすら祖国復帰の悲願に徹し、あらゆる努力を重ねつつある沖縄同胞の衷情に思いをはせるとき、われわれは同じ国民として甚だ憂慮に堪えないので、この上これを傍観するに忍びないものがあります。

政府は、これらの実態を的確に把握して、沖縄に対する主権がすみやかに回復するための最善の措置を講ぜられるよう強く要請します。

以上のとおり地方自治法第九十九条第二項の規定によつて意見書を提出します。

沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は、第二次大戦後79年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は、複雑な国際情勢のもとで、とられている措置にせよ、かゝる犠牲を沖繩住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月7月におけるケネディ前大統領の声明は従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かゝる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されない限り、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖繩住民は、戦後79年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としておりわれわれ国民もまた、沖繩に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれては、沖繩統治の実情と、沖繩並びに本土の全国民が懐く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

上記決議する。

昭和39年10月2日

加世田市議



アメリカ局長

参事官

北米課長



新議発第163号

昭和39年10月7日

外務大臣
権名悦三郎殿

Handwritten initials "cb"

新居浜市議会議長 青野 重



沖縄の日本復帰促進に関する意見書
の提出について

このことについて、当市議会は別紙のとおり議決いたしましたので、別紙意見書の趣旨にそい、何とぞこれが早期実現について格段の御配慮を賜わるようお願い申し上げます。

要処理	要連絡
要研究	至 急
課長	上 内
枝村	河 内
齊藤	吉 田
有馬	山 田
渡辺	平 川
大崎	吉 津
中川	藤 田
接	

新 居 浜 市

39.4 100x50 東田結

沖縄の日本復帰促進に関する意見書

沖縄99万住民が、祖国日本に復帰の悲願をかけてより19年の久しきにわたる今日、いまだなお解決の曙光も見出し得ないことはきわめて遺憾にたえないところであつて、歴史的、民族的観点よりしてもきわめて不合理であるといわねばならない。

政府においては、沖縄住民の長年にわたる日本復帰の願望と日本国民の世論を察知して、この宿願達成のため適切なる方途を講じて、実現のため積極的な努力を傾注するよう要望するものである。

ここに地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

昭和39年9月30日

新 居 浜 市 議 会



アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和39年10月5日

外務大臣
椎名悦三郎

殿

CA

小山市議会議長 阿久津 治



沖縄の祖国復帰に関する陳情

小山市議会は沖縄同胞の祖国復帰が一日も早く実現することを願ひ、昭和39年第5回市議会定例会において全会一致下記のとおり決議いたしました。沖縄同胞に想をいたし、これが実現方陳情いたします。

記

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄同胞は祖国日本復帰の悲願をかけてより幾多の難関に逢着するも全住民一丸となつて悲願の達成に努力を重ねているが、未だ何等の曙光もつかめず焦燥と苦慮を続けている。

いたましい戦禍の犠牲を蒙り、平和回復後も19年の長きにわたり祖国復帰を念願する沖縄90万同胞の運命は、わが民族の傷跡として深い悲しみなしにはこれを見ることはできない。

よつて小山市議会は沖縄同胞の祖国復帰が一日も早く実

現するためにその努力をいたさんとするものである。

以上決議する。

昭和39年9月11日

小山市議会

要処理	要連絡
要研究	至急
松本	河内
枝村	吉田
齊藤	山田
有馬	平川
渡辺	吉津
大崎	藤田
中田	
後藤	



アメリカ局長

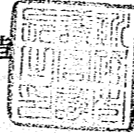
参事官

北米課長 訓 議 第 575号

昭和39年10月7日

外務大臣 推名 悦 郎 殿

釧路市議会議長 山本 幸 造



沖縄の祖国復帰に関する要望決議書送付について

沖縄の祖国復帰に関し、昭和39年第6回釧路市議会9月定例会における10月3日の本会議において別紙のとおり決議いたしましたので、これが実現方につき特段の措置を講ぜられますよう要請いたします。

要処理	要連絡
要研究	至 急
課 長	林
枝 村	河 内
齊 藤	吉 田
石 馬	山 田
渡 辺	平 田
大 崎	吉 津
中 田	藤 出
後 藤	

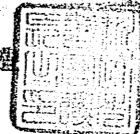
沖縄の祖国復帰に関する要望決議

沖縄は古来日本固有の領土であるにもかかわらず、終戦後いまだにその主権が確立されていない現状にある。この間70万住民が挙つて祖国日本への復帰を切望し、幾多の困難をこえて運動を続けながら、今日なおその悲願が達成されず、住民の政治、経済、教育、社会福祉等生活のあらゆる面にわたつて圧迫と統制に呻吟している。このことは、国連憲章、人権の世界宣言に背反するのみならず、国際正義上からも許さるべきことではないと信ずる。

よつて政府は、沖縄の祖国復帰が一日も早く実現し、沖縄に対する日本の主権が完全に回復する措置を講ぜられるよう、本市議会の決議により強く要望する。

昭和39年10月3日

釧路市議会議長 山本 幸 造



アメリカ局長

参事官

北米課長

都市議第332号

昭和39年10月8日

外務大臣 殿

都城市議会議長

西川 眞



沖縄の日本復帰に関する決議について

(要請)

宮崎県都城市議会は昭和39年第4回定例会におきまして別紙のとおり決議しましたので、よろしく御配慮方をお願い申し上げます。

要処理	要連絡
要研究	至 急
	課長 (上村)
	枝村河内
	斉藤吉田
	有馬山田
	渡辺平川
	大崎吉津
	中田藤田
	後藤

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとでやむを得ずとられている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに、沖縄住民は、戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれては、沖縄統治の実際と、沖縄ならびに本土の国民がいただく素朴な感情を御賢察の上、すみやかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置

を講ぜられるよう要望する。

右決議する。

昭和三十九年九月三十日

都城市議会

外務大臣殿

久議會第四三〇号

昭和三十九年十月七日

久留米市議會議長 石橋 幸

外務大臣 推名悦三郎 殿



沖繩の祖国日本復帰について

標記について、昭和三十九年十月五日開会の定例市議會において別紙のとおり議決したので、沖繩の祖国日本復帰が早急に実現するよう御尽力方お願いいたします。



沖繩の日本復帰に関する決議書

沖繩の祖国日本への復帰を要請する決議

沖繩の祖国日本への復帰については、沖繩住民はもとより全日本国民の多年の悲願であり、各方面において再三強力に要請し続けて来ているにもかかわらず、未だその実現を見ないことは誠に遺憾とするところである。

沖繩は、日本の領土でありながら第二次世界大戦の結果、軍事占領統治下にあること七年、ついで対日平和条約第三条により祖国日本より分離されて、アメリカの軍事的支配のもとに十二年の永きに亘り、他国の支配を余儀なくされ、近時経済的にも植民地化の傾向は濃厚となり、渡航の制限等においても自治権は皆無の状態となっている。

このような統治のあり方は、「その地域住民の利益が至上のものである」という原則に立つて行わなければならない」という国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則に違反するものであり、「人権に関する世界宣言」にも「もとのものといふのさるを得ない」。

さらに、国連においては「植民地諸国、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されており、且つ又、一方沖繩住民の祖国日本へ復帰する意志が決議されている今日、同一民族が分断され他国の支配下におかれることは、国際正義に反するものとして許さるべきものではないと信ずる。

よって、我が久留米市議会は、九〇万同胞の住む沖繩が、祖国日本へ完全復帰するための措置が一日も早く講ぜられるよう強く要請する。

右決議する。

昭和三十九年十月五日

久留米市議会



アメリカ局長
参事官
北米課長



39甘議第516号

昭和39年10月8日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

甘木市議会議長

塚本倉



沖縄の日本復帰に関する決議文の送付について

昭和39年9月30日、弊市議会は別紙の如き決議を行つたので政府当局におかれては国民の要望が速やかに成就されるよう措置されたく要望いたします。

要処理	要連絡
要研究	至 急
櫻 長 上	村
枝 村 河 内	
齊 藤 吉 田	
有 馬 山 田	
渡 辺 平 川	
大 崎 吉 津	
中 田 藤 田	
後 藤	

由 来 簿



沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は、第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は、複雑な国際情勢のもとでたとえやむを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖繩住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖繩住民は、戦後十九年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復されるより待望して久しいものがある。

さて、政府におかれは、一、維新の経緯と沖繩並びに本土の全国民が懐く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖繩における日本の主権回復についての措置を講ぜられるより要望する。

右決議する。

昭和三十九年九月三十日

甘木市議会

アメリカ局長
参事官
北米課長

昭和39年10月13日

外務大臣
椎名悦三郎殿

焼津市議会議長
青島金太郎



謹啓 益々ご健勝のことゝお喜び申し上げます。
さて、このたび本市議会定例会において「沖繩の祖国復帰に関する決議」をいたしましたので、貴職におかれましてもこれが実現についてご努力をいただけますよう決議文を同封し、お願い申し上げます

敬 具

決 議 書

焼津市議会

要処理	要連絡
要研究	至 急
課長	付
枝村	河内
斉藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の祖国復帰に関する決議

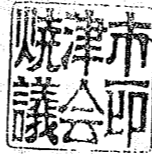
沖縄は才2次世界大戦終結以来19年の長きに亘り、90万住民が、祖国日本への復帰を希求し、ひたすら悲願達成に努力を重ねてきたが未だその解決の糸口さえ見出し得ない状態であることは、国際正義に照し誠に遺憾である。

よつて焼津市議会は、政府において沖縄統治の実態を再認識し、祖国日本の主権がすみやかに且つ、完全に回復される措置を講ぜられるより強く要望する。

上記のとおり決議する。

昭和39年9月29日

焼津市議会



アメリカ局長

参事官

北米課長

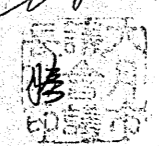
940~25

昭和39年10月14日

外務大臣 椎名悦三様

山梨縣大月市議会議長

後藤 孫利



沖縄の祖国日本への復帰に
関する決議について、

本議会は、昭和39年9月定例会において、
列列のとおり決議したので送付します。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の祖国日本への復帰に関する決議

沖縄は、才二次大戦以来実に19年の長きにわたつて、アメリカの軍事的支配下におかれて居ります。

このことは沖縄90万人の同胞の生命と財産をおびやかすのみならず国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則にさえ違反し且つ人権や基本的自由を保障する世界宣言にも、もとのもと言わなければならない。

さらに我々の同胞が理由はさておき他国の支配下におかれることは、国際正義の上からも許されるものではないと信ずる。

このときに当り、沖縄県下各自治体が祖国日本への復帰について強固なる決意を示して居る現状に鑑み、政府におかれては、同胞沖縄に対し祖国日本の主権が速やかに且つ完全に回復される措置を講ぜられるよう決議するものである。

昭和39年10月3日

山梨県大月市議会

都議発第 99 号
昭和39年10月15日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

都留市議会議長 奥秋広光



決議要望書の提出について

本市議会は、那覇市議会、宜野湾市議会の要請にもとずき、10月5日の本会議において、沖縄の祖国日本への復帰要請に関する決議したので、別紙の通り決議要望書を提出いたします。

要処理要連絡	
要研究至急	
課長土村	
技村廻内	
等藤吉田	
了馬山田	
成辺平川	
大崎吉津	
中田藤田	
後藤	

沖繩の祖国日本への復帰要請に関する決議
(要 望)

沖繩の90万全住民が拳つて過去19年間にわたつて想像に絶する幾多の困難に逢着しながら、ひたすら祖国日本への復帰の悲願をかけ、そのための努力をつづけている切実なる状況は、同胞として真に同情に値いするものである。

よつて、都留市議会は沖繩那覇市議会及び宜野湾市議会の要請にもとずき、沖繩の日本復帰が一日も早く実現するよう、政府に於て万難を排し強かに促進をはかられんことを本議会の決議をもつて要望する。

アメリカ局長

参事官

光米課長

串間第六百三十八号

昭和三十九年十月十五日

外務大臣
権名悦三郎 殿

決議文の送付について

当市議会は昭和三十九年九月第五回市議会定例会において、別添のとおり決議をなしたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

串間市議会議長

河野 義

助



要処理 要研究	要連絡 至急
課長	河内
枝村	吉田
齊藤	山田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の日本復帰要請決議

沖縄は第二次世界大戦の敗戦に伴い、軍事占領下に七年、ついで平和条約締結後も日本より分離され、アメリカの冷下に十二年、実に十九年の長きにわたつて異邦の支配を余儀なくされていきます。

その間、島民は、財産はもとより、その生命の安全さえも保証されない苦難の中に呻吟しつつ、常に祖国日本の復帰を熱望して涙ぐましい努力を続けてまいつたのであります。この島民の悲願にもかかわらず、極東に脅威と緊張が存続することを理由に米国の沖縄支配はいよいよ長期化し、全くその解決の糸口さえも見出し得ない実情であります。

なお、最近において、高等弁務官の専制支配が露骨化し、琉球銀行をはじめ金融機関への介入、アメリカ銀行の進出、開発公社の株式取得等、経済的植民地化の傾向が深くなり、島民の自治権さえもおびやかされている現況で、国連憲章の原則にも違反するものであります。

私どもは、沖縄九十万同胞が、そしてまた、全国市議会議員会の構成員である沖縄各市議会の各位が、敗戦による被圧迫民衆として十九年の長きにわたり苦難に満ちた生活の中に呻吟していることに対し、限りない同情と憤りを覚えるものであります。

政府並びに衆参両院におかれては、九十万同胞の心情を御察の上、沖縄全島に対して、日本の主権をすみやかに、かつ、完全に回復するための特別の措置を至急講ぜられるより強く要請するものであります。

以上決議する。

昭和三十九年十月五日

申間市議会

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上杉
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
磯辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

アメリカ局長
参事
北米課長

尾懸第二百八十一号

昭和三十九年十月十九日

外務大臣
推名悦三郎 殿

沖繩の祖国日本への復帰に関する決議文送付について

謹啓 時下秋冷の候益々御清祥の段慶賀の至りに存じます。

さて、沖繩住民の九十万人は祖国日本より分断されてより十九年、祖国への復帰を熱願していることは今更言を俟たないところであります。

もとより外交交渉の過程においては複雑な国際情勢から相当困難な問題もあること、思われますが、人道的見地からしても当然早急に解決すべきであると考えられますので、政府は速かに復帰について具体的方途を講じて頂きたいと思ひます。

よつてこゝに別紙の通り本市議会の決議した沖繩祖国日本への復帰決議文を送付しますからよろしく御取計いの程お願い申し上げます。

尾懸市議会議長 太 西 菊



沖繩の祖国日本への復帰に関する決議 (註)

沖繩は才二次大戦の敗戦による軍事占領統治七年、次いで対日平和条約才三条によつて祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地支配のもとにおかれて十二年、実に十九年の長きにわたつて異民族の支配を余議なくされている。

国連においては「植民地諸国、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されている今日いかなる理由があるにせよ、力によつて同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは国際正義に反し、許されるべきではないと信ずるが故に日本国民として黙視し得ない行為であると確信する。

よつて、本市議会は同胞沖繩九十万住民の苦衷を思い、日本への復帰が一日も早く実現されるよう速かに措置を講ぜられることを強く要望する。

右決議する。

昭和三十九年九月二十八日

尾 鷲 市 議 会

アメリカ局長

参事官

北米課長

浜議第141号

昭和39年10月21日

外務大臣
権石悦三郎 殿

静岡県浜北市議会
議長 高田 利



沖縄県民の日本復帰に関する要請決議書の提出について

地方自治法第99条第2項の規定により、沖縄県民の日本復帰に関する要請決議書を別紙のとおり提出いたします。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	河内
枝村	吉田
齊藤	山田
有馬	平出
渡辺	吉津
大崎	藤田
中田	
後藤	

沖縄県民の日本復帰に関する要請決議

沖縄は第2次大戦の結果軍事占領され、爾来平和条約成立後もアメリカの軍事的支配を受けており、本土との往来も意の如くならず90万同胞が他国の支配下におかれていることは、我々日本国民として甚だ遺憾とするところであります。

平和条約において独立国家として主権を認められた日本民族がいまだに分断されて、その一部が他国の支配下にあることは、完全なる自主独立がそこなわれているというべきで、国際正義にもとるものと考えられます。

政府は速かに、沖縄県民が完全に日本国の主権のもとに復帰できるよう措置することを強く要請いたします。

以上決議する。

昭和39年9月9日

アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和39年10月18日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

四国地区町村議会
会長 澤原 明



沖縄の日本復帰促進に関する意見書

沖縄全島90万住民の悲痛な呼びである日本復帰が、戦後18年を経た今日、いまなを解決の糸口を見出し得ず、米国の施政下にあることは、歴史的、民族的観点からしても、きわめて不合理であり、国連加盟国である日本の主権平等を無視していることは、もちろんのこと、国連憲章の精神に反するものといわなければならない。

政府においては、沖縄全住民の日本復帰に関する長年の強い願望と日本国民の世論をくんで、沖縄の施政権復帰について、強力な対米交渉を行なうとともに、国連に提訴する等日本国民の宿願を達成するため積極的な努力を傾注するよう要望する。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	河内
枝村	吉田
齊藤	山田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤
後藤	

沖繩の祖国復帰に関する意見書

沖繩は、第二次大戦の敗戦による軍事統治について対日平和条約によつて祖国から分離され、アメリカの施政権下におかれること実に十九年の長きにわたつています。

その間アメリカ政府は、ケネディ新政策を発表して財政的援助をしているとはいいながら、自治権は極度にせめられ、また祖国への渡航もきびしく制限されていると仄聞しております。

このような統治のあり方は、国連憲章及び人権に関する世界宣言に反するものといわなければなりません。

よつて政府は、沖繩統治の実態を再認識され、祖国日本の主権が速やかに、かつ完全に回復される措置を講じられるよう、強く要望いたします。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和三十九年十月二十三日

山形市議会議長 山本 竹



外務大臣
椎名悦三郎 殿

アメリカ局長
参事官
北米課長

沖縄の祖国復帰に関する意見書

18

要処理	要
要研究	呂
課長	長
枝村	村
齊藤	藤
有馬	馬
渡辺	辺
大崎	崎
中田	田
後藤	藤

アメリカ局長
参事官

北米課長
内閣総理大臣 殿
外務大臣

沖縄の祖国復帰に関する決議

第二次世界大戦による日本の敗戦以来12年間、軍事占領、対日
平和条約の締結による分離とにより、異民族の支配を余議な
くされておる沖縄の現状であります。沖縄の軍事基地化
による住民の生命財産は軍用機の墜落事故、流石弾又は砲弾
落下によりおびやかされ、完全の補償がなされず、金融機関
の介入と農運の打ち止めで自治権は皆無の状態であると、
沖縄の同胞は訴えております。これはその地域の住民の
利益にかまふものであり、この原則に立つて行われなければ
ならない。この国連憲章に規定された非自治地域の統治
の原則に違反し、更にいかなる理由があつても、同一民族
を分離され他国の支配下におかれることは国際信義に反する
ものと信じます。
永い年月におたゞ沖縄同胞の苦悩を思うとき、我々の国民は一
丸となつて沖縄同胞の悲願である祖国復帰を達成出来ぬ
よう努めますと信じて、政府に於てこれら措置を講
ぜられますよう強く要請いたします。

昭和39年10月1日

群馬県佐波郡境町議



要処理	要連絡
要研究	至急
課	七村
技	河内
齊	吉田
有	山田
渡	平川
大	吉津
中	藤田
後	藤

アメリカ局長

参事官

北米課長

39 瀬議第188号

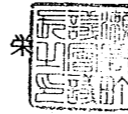
昭和39年10月28日

外務大臣

権石悦三郎 殿

福岡県瀬高町議会議長

大塚



決議文の送付について

昭和39年9月30日本町定例議会において、
別紙のとおり決議したのでこれを送付し善処方を
要望いたします。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河上
斉藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平山
大崎	吉田
中田	山田
後藤	藤田

沖繩本土復帰促進に関する要請決議

平和条約が締結されて十二年が経過した

当時沖繩住民を含めた全日本国民は、日本固有の領土である沖繩が祖国から分離され、米国の施政に服することに對し、強い反對の意志を表明したが、われわれの訴えはついに顧みられず、沖繩は米国の統治下におかれることになつた

一 かくて条約発行前の軍政らしい沖繩が米国の支配下にあること実に十九年の長期におよび、その間沖繩住民の祖国復帰の悲願は燃えさかるばかりであり、流球立法院もすでに過去九回の決議をもつて施政権返還を要請し続けてきたが、未だ実現を見ないことは甚だ遺憾である

二 沖繩の統治は沖繩住民の創意に基づかねばならない、ところが祖国復帰という沖繩住民を含めた日本国民の創意は無視され、沖繩は平和条約第三条によつて祖国日本から分断され、米国の統治が続けられている、このことは民主主義に反するものであり、更に日本が国連加盟国の一員となつた今日、尙その領土の一部である沖繩に米国の統治が続けられていることは、主権の尊重、民族自決の国連憲章の精神にもとるものである。

よつて本議会は政府が九十万沖繩住民の総意と日本国民の世論をくみ沖繩に對する主権回復を最高の国策として強方に推進し全国民の悲願達成のために積極的努力をはらうより瀬高町民の総意を代表し、茲に再度要請する。

右決議する

昭和三十九年九月三十日

瀬高町議



アメリカ局長

参事官

北米課長

Handwritten marks and stamps, including a large 'X' and 'TA'.

沖縄の祖国復帰早期実現について

要 望 書

沖縄の祖国復帰問題は日本国民の齊しく鶴首、待望して止まないところであり、沖縄住民は、ひたすら苦痛に堪え祖国復帰を一途に夢見て訴えつづけてまいりました。

この素朴にして真剣な住民の心情を察するとき、また同胞垣をもつて隔てられるの悲哀を思ふとき、まことに堪え忍び難きものがあります。

複雑多岐に亘る国際状況下にあつては、これが解決には随分と困難を極めることと存じますが、何卒格別の御配慮によつて沖縄の復帰が早期に実現できますよう、別紙市議会の決議書を相添えここに要望申し上げます。

昭和三十九年十一月 三日

大分市議会議長 川上 勘



外務大臣
椎名悦三 郎 殿

要処理	要連絡
要研究	至 急
課 長	上 村
枝 村	河 内
齊 藤	吉 田
有 馬	山 田
渡 辺	平 川
大 崎	吉 津
中 田	藤 田
後 藤	

沖繩の日本復帰に関する決議

沖繩は、才二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖繩の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖繩住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月十九日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖繩住民は、戦後九年の間ひたすらに土への復帰を宿願としており

われわれ国民もまた、沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復されるより待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれては、沖繩統治の実情と、沖繩並びに本土の全国民が懐く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるより要望する。

右、決議する。

昭和三十九年十月十六日

北米澤長

沖繩祖國復帰に関する意見書

南島
岡崎英樹議員秘書持参
石伊政務官受領



戦後沖繩は祖国日本から分離され、本土の発展に比して沖繩の生活水準は全般に低く、社会保障の面においても見るべきものもなく、行政についても一応立法院議員選挙はありますが、立法院の決議もしばしば米高等弁務官の拒否にあり、勸告や布令で改廃され、島民の意志は充分政治に反映されず、又本土と沖繩との往来も旅券の下附を受けなければできないという事実をみると、われわれ日本国民は南北朝鮮の現状を対岸の出来事とみすごすわけには参りません。加うるに島民も戦後十有余年間本土復帰の実現を一日千秋の思いで待ちわびております。

われわれ日本国民は一日も早く沖繩の本土復帰を願ひ同一行政下において生活できるようこれが解決を強く要望いたします。

こゝに地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき、区議会の議決を経て意見書を提出いたします。

昭和三十九年十二月三日

東京都渋谷区議会議長 村田 長三



外務大臣 椎名悦三郎 殿

アメリカ局長
参事官
北米議長

切

沖縄の祖国復帰。促進に関する意見書

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	村
枝村	河内
斉藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平田
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の祖国復帰、促進に関する意見書

沖縄は対日講和条約により現在なお米国の統治権下にあるが、潜在主権は日本にあり、日本領土の一部であることは歴史的に見ても明白な事実である。

然るに対日講和条約発効後すでに12年を経過した今日依然として米国の施政下にあることは我が国民感情から言つても誠に不自然であり、このことは国際良識にも反するものである。

沖縄の祖国復帰は島民永年に亘る悲願であり我々日本人としてもその復帰の一日も早からんことをひとしく待ち望んでいるところである。

よつて政府及び国会におかれては沖縄島民の祖国復帰の切なる要望に応え、すみやかにその実現について最善の努力を払われるよう強く要望する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

昭和39年12月19日

外務大臣 椎名悦三郎殿

福島市杉妻町2016

福島県議会議員 佐川 幸



アメリカ局長
参事
北米課長

to

沖繩の祖国復帰に関する要望決議

東京都府中市議会

外務大臣
椎名悦三郎 殿

要処理要連絡	急
要研究至	急
課長	上村
枝村	河内
斉藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖繩の祖国復帰に関する要望決議

『祖国日本へ復帰したい。』この切実、深刻な願望は、戦後二十年にしていまなお達し得ぬ沖繩全島民の悲願であり、いまや全国民の悲願でもある。

新聞報道等によれば、来春渡米する首相はジョンソン大統領との会見にあたり、沖繩の自治権拡大を要請することであるが、沖繩全島民はあくまで祖国日本の主権がすみやかに、かつ完全に回復されることを願っているものであつて、これは前述のとおり全日本人の総意でもある。

よつて政府は国民の意を体し、格段の努力をもつて本問題の早期解決を期せられたく強く要望するものである。
右決議する。

昭和三十九年十二月二十三日

東京都府中市議会



北米課長

鶴岡議発才ノ27号

昭和39年ノ2月25日

外務大臣

権名悦三郎殿

山形県鶴岡市議会議長

安藤武



沖繩の祖国復帰に関する意見書の提出について
地方自治法才99条才2項の規定により沖繩の祖国復帰に
関する意見書を別紙のとおり提出いたします。

要処理
大藤
後藤

上村
40.1.4
秋田官署

沖繩の祖国復帰に関する意見書

沖繩は才二次大戦の敗戦による軍事統治について、対日平和条約によつて祖国から分離され、アメリカ施政権下におかれること実にノ9年の長きにわたつている。

その間アメリカ政府は、財政的援助をしているとはいいなから最近高等弁務官の布令等によつて自治権は極度にせばめられ、また祖国との渡航はきびしく制限されていると仄聞するものである。

このような統治のあり方は、国連憲章及び人権に関する世界宣言に反するものといわなければならない。

よつて政府は沖繩統治の実態を認識し、祖国日本の主権がすみやかに、かつ完全に回復される措置を講ずるよう強く要望する。

以上地方自治法才99条才2項の規定により意見書を提出する。

昭和39年ノ2月ノ5日

鶴岡市議会

徳議第 220号

昭和39年12月22日

外務大臣
椎名 悦三郎 殿

徳島市議会議長 榊 田 重



沖縄の祖国への復帰に関する要望書
提出について

昭和39年12月21日開会の本市議会において議決した「沖縄の祖国への復帰に関する要望書」を別紙のとおり提出いたしますから、格段のご高配を賜わりますようお願いいたします。



北
平
大
臣
39.12.28
秘書官

沖縄の祖国への復帰に関する要望書

沖縄は、第二次大戦の敗戦により祖国日本から分離され、アメリカの統治下であり今日にいたっております。

その間19年、100万沖縄住民は、切実なる祈りをこめて祖国への復帰を叫びつづけて参っておりますが、未だその緒口は見出されていないのであります。

私たちは、同胞沖縄住民が祖国を離れ、外国の統治下にあるその心情を察するとき、このまま看過するにしのびないのであります。のみならず、いかなる理由があるにせよ同一民族が分断され、他国の統治下におかれるということは、国際正義にも反し、許さるべきことではないと信ずるのであります。

よって政府におかれては、速かに日本の主権が回復し、沖縄が日本へ復帰できるよう万全の措置を講ぜられるよう徳島市議会の決議により要望いたします。

昭和39年12月21日

外務大臣
椎名 悦三郎 殿

徳島市議会議長
榊 田 重





アメリカ局長

参事官

千葉県柏市
TEL (0716) 代 2101

北米課長

柏議才4号

昭和40年1月11日

北

外務大臣

椎名悦三郎殿

柏市議会議長 山沢 諒 太

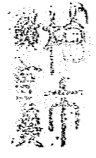


沖縄の祖国復帰実現促進に関する決議について

このことについて、柏市議会昭和39年才4回定例会において別紙のとおり決議したので貴職において善処方を願いたく提出いたします。

以上

要処理	要送	絡
要研究	至	急
課長	仁	村
枝村	河	内
斉藤	吉	山
有馬	山	山
渡辺	平	川
大崎	吉	津
山	藤	出
後藤		



沖繩の祖國復歸実現促進に関する決議

終戦後、ここに19年講和条約締結後13年を経過、その間沖繩90万住民の祖國日本への復歸の願いは切なるものがあり、幾多の苦悩と困難とに堪えながらひたすら復歸の日を待望し、琉球政府が日本政府と共にその実現を期して努力を続けつつあることに深い敬意を捧げるものである。最近は当面する個々具体的な問題の現実的な打開への努力が、琉、日、米三者間に続けられつつあることは明るい曙光として喜びに堪えないところである。然しながら基本的問題の解決には、尙、途けはしくして速きを思わせ憂慮と同情の念を禁じ得ない。

本議会は素朴なる同胞愛に立つて沖繩90万同胞の日本復歸への悲願達成の1日も早からんことを衷心より切望する。

よつて政府は決意を新たにし一層強~~軟~~なる態度と対策をもつてこれを實現されんことを要請する。

以上決議する。

昭和39年12月19日

柏市議会

アメリカ局長
参事官

小糸議第五号

昭和四十年一月二十日

外務大臣 権名悦三郎殿

千葉県君津郡小糸町議会議長 鳥飼繁光

沖繩の祖国復帰促進に関する決議文送付について

このことについて昭和三十九年十二月二十四日小糸町議会議長例会において別紙のとおり決議されたので送付いたします。

記

別紙のとおり。

急	村内
進	田川
要	津田
理	上村
至	河吉
究	山平
要	馬邊
課	崎田
後	藤

沖繩の祖国復帰促進に関する決議

戦後十九年祖国から離れいまだアメリカの統治下にある沖繩住民は祖国日本への復帰をめぐり懸命の努力を続けて来たところであるが、未だ其の悲願が結実し得ないことは同胞として誠に憂慮にたえない。言語習慣風俗を同じくする日本民族が、アメリカ占領政策と極東における諸般の情勢を理由にこのように分断せられて居ることは、単に沖繩住民の不幸のみならず日本国民全体にとつて非常に不幸なことであつて、国民感情に於て誠に忍び難いものである。かかることは一日も早く解決して沖繩住民も一体となつて新生日本の誕生こそ真ののぞましいことであるので、政府におかれては沖繩住民の悲願に思いを致して、速かなる祖国日本への復帰が実現できるような万全の措置を講ぜられ、これをことごとく要望するものである。

右決議する

昭和三十九年十二月二十四日

千葉県君津郡小糸町議会議長 鳥飼繁光

外務大臣 権名悦三郎殿

千葉県君津郡小糸町役場

アメリカ局長

参事官

北米課長

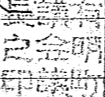
40.有明議発第5号

昭和40年1月28日

外務大臣 椎名悦三郎殿

鹿児島県贈嶽郡有明町議会議長

本山 芳明



五

沖繩の祖国復帰に関する要請について、
 沖繩の祖国復帰は、90万余沖繩住民の
 多年の悲願であり、本町議会は、このこと
 について昭和39年12月24日の定例議会に
 おいて、議員提案があり、沖繩の祖国復帰
 が一日も早からんことを要請することの決議
 をしたので、政府は万全の措置を講ぜられ
 ることを要請するものである。

要	理	要	連
査	究	至	急
栗	長	河	内
枝	村	吉	山
齊	藤	山	田
有	馬	山	田
渡	辺	平	津
大	崎	吉	津
中	田	藤	田
後	藤		

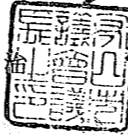


北米課長

40守議(議)第60号
昭和40年2月24日

外務大臣
権之悦三郎 殿

守口市議会議長 田島 尚



決議書の送付について

本市議会では、2月23日の定例会会議において下記事項につき
満場一致をもって決議いたしました。

ついては、ここに決議書を送付いたしますとともに本件について
善処されるよう要望いたします。

記

1 沖縄の祖国復帰に関する要望決議

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

沖縄の祖国復帰は全島民の悲願であり、われわれ日本人はひとしくその実現される日の一日もすみやかならんことを希求しているものである。

沖縄は、平和条約により現在なお米国の施政権下にあるが、潜在主権は日本に帰属し、日本領土の一部であることは明らかであるにもかかわらず、同条約発効後すでに十三年を経過しようとするこんにち、依然として施政権の返還をみるに至っていないことは、まことに不合理であり、遺憾とするところである。

よつて政府は、繰り返し叫び続ける沖縄島民の切々たる祖国復帰に関する強い願望にこたえて一日も早くその実現を図るよう格段の努力を払われんことを強く要望するものである。
右決議する。

昭和四十年二月二十三日

守口市議



アメリカ局長

参事官

北米課長

沖縄・小笠原は、終戦后20年を過ぎ
た現在、依然として米国の軍政下に於か
れ、住民の生活と権利が制約されてお
ります。

我々は、日本同胞として、すみやかに
日本に返還し、本土間の渡航制限をなく
し、日本国民としての参政権実現を強く
要望するもので、関係機関に於て早急解
決の1日も早からんことを要請する。

上記のとおり決議する。

昭和40年3月6日

新潟県中頸城郡妙高々原町議会

議長 山崎 英



外務大臣 殿

要人	要連絡
研究	至急
課長	河内
副課長	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
佐藤	

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

妙高々原町議会

アメリカ局長
参事官

北米課長

宮議第八七号

昭和四十年三月四日

宮城県議会議長

門 伝 勝 太 郎

外務大臣 榎 石 悦 三 郎 殿

沖縄及び小笠原諸島における施政権の回復について

本県議会（昭和四〇、二月定例会）において、右のことに関する意見書が全
会一致をもって議決されたので送付いたしますから、格別の御高配を願います。

宮 城 県 議 会

(県印刷)

要如	要連絡
要研	至
課	上 村
技	河 内
齊	吉 田
有	山 田
渡	平 川
大	吉 津
中	藤 田
後	

宮城県議会

議事録

昭和二十一年

沖縄及び小笠原諸島における施政権の回復に
ついての意見書

宮城県議会 議員 〇〇〇

意

見

書

要 旨

沖繩及び小笠原諸島における施政権回復のための積極的措置を講ぜられるよう要望します。

理 由

沖繩及び小笠原諸島の施政権の復帰は、沖繩及び小笠原諸島の同胞はもとより、全国民あがての宿望であり、国会における再三の要望決議にもかかわらず、いまなお、その実現をみていないことは、まことに遺憾であります。

よつて政府においては、これら日本復帰に関する強い願望に応え、この際沖繩及び小笠原諸島の施政権回復のため最善の努力を払われる一方、取敢えず、自治権拡大並びに、経済及び民生の安定について、特段の措置を講ぜられるよう要望します。

右地方自治法才九十九条才二項の規定により、意見書を提出します。

昭和四十年三月三日

宮城県議会議長 門 伝 勝 太



外務大臣 稚名悦三郎 殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

芝罘発 才186号

昭和40年3月9日

外務大臣

推名 悦三郎 殿

新発田市議会議長

島田 不二男

沖縄の祖国復帰に関する決議について

沖縄の祖国復帰について、本市議会におきまして、別紙のとおり、決議案を萬場一致議決いたしましたので、これが実現賜われますより特段の御高配をお願い申し上げます。

要処理	要連絡
至急	
長上	
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	古津
中田	藤田
後藤	

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄は対日平和条約第3条によつて祖国日本から分離され、
軍事占領に引続きアメリカ合衆国に施政権を行使されること実
に19年にも及んでいる。

その軍政下で沖縄は、耕地の44%が米国の基地で自治権も
なく、又日本人としての法律、財産等の保障もないきびしい不
自由な暮らしのなかで、一日も早く祖国復帰をし、同じ日本人
としての権利を有する日と、軍事基地のない平和な郷土になる
ことを希望しながら苦しい日常を送っている。

本市議会は、人道的見地に立ち、同じ日本人としての同胞愛
に立脚し、沖縄の祖国復帰の一日も早やからんことを要請する
ものである。

以上決議する。

昭和40年3月8日

新 発 田 市 議 会

アメリカ局長
参事官
北米課長

18

沖縄施政の早期返還
に関する陳情書

鹿児島県町村議会議長会

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

（Faint, mostly illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "沖縄" and "返還" are faintly visible.)

陳 情 書

鹿児島県町村議長会では、去る2月19日
第16回定期総会を開催いたし、当面する諸
問題について協議いたしました結果、別紙の
事項を万場一致をもつて決議いたしました。

この件は、県下83町村議会が挙げて強く
要望いたしている事項でありますので、格別
の御詮議を賜わり一日も早く実現賜ります
ようごに陳情申し上げる次第であります。

昭和40年3月9日

外務大臣
桂木悦三郎 殿

鹿児島県町村議会議長会
会長 宮田 実



1 沖縄の施政権早期返還に関する要望の件

(要旨)

戦後20年 われわれは沖縄住民とともに、一日も早く沖縄が祖国日本に復帰できるよう切望してきた。とくに隣県として経済文化のつながりの深い関係からその実現を心から希つてきたところである。

しかるに、現在なお遅々として進展をみず、その見越しがたたないことは、人道からみて又民族感情からして、まことに遺憾の極みである。

沖縄90万県民の悲しみは察するにあまりある。よつて沖縄施政権の早期返還の実現について、更に積極的格段の努力を傾注され、一日も早くこの悲願が達成されるよう要望するものである。

アメリカ局長

参事官

北米課長

中議才抄号

昭和40年3月15日

外務大臣 椎名悦三郎殿

中原村議会議長 牛島利雄

中原村
議事録
印

沖縄復帰早期実現に関する意見書

送付にまつ

24

別紙沖縄復帰早期実現に関する意見書を送付します

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平田
大崎	吉澤
中田	藤田
後藤	

中原村議会

祖国復帰の早期実現に關する意見書

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されたことは、まごもごなく日本国民の世論となつてゐることも事實である。しかしながらこの極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができなことは、われわれ沖縄県民にとりてこの上ない悲しむべきであらう。日本国民及び沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであるが如何なる権力といたしましこれを侵すことはできない。

国連憲章の民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としてゐるが沖縄の米國統治が続くことは、いづれは米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このよきな連大時矣に於て佐藤シヨウソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれ、しかし、たとへば前進したとはいへ、真民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日複雑な条件から生ずる問題のすべしは、そのほとんどが祖国復帰に歸着するものである。この前提の解決なしに、限沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解して、たゞま、沖縄の行政権が速やかに返還されるよう要請する。

右地方自治法第十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十年三月十三日

議長 中 原 村 議 会 長 中 島 利 雄

内 閣 統 理 大 臣 佐 藤 栄 作 殿

外 務 大 臣 権 名 波 三 郎 殿





鳥取県議

参事

北米部長

鳥取議発第47号

昭和40年3月16日

外務大臣
権名悦三郎殿

16

鳥取県議会議長

島田安夫



沖縄の早期返還に関する決議送付について

本県議会は、3月11日、別紙のとおり沖縄の早期返還に関する決議を行なったので、何とぞ決議の趣旨に沿って善処賜わりますようお願い申し上げます。

要項	要連絡
要研究	至 急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉澤
中田	藤田
後藤	

鳥取県議会

沖縄の早期返還に関する決議

戦後20年を経た今日、歴史的にも日本の領土であり、民族的にも日本国民である、沖縄と沖縄住民が、今なお日本から分離され米国の施政のもとにおかれていることは、民族としての感情はもとより、国交回復の現状よりしても、きわめて不合理であり、国際連合憲章の精神に違反するものである。

よつて、政府は、90万沖縄住民の総意と日本国民の世論をくみ早期沖縄返還に関する強力な対米交渉を行なうとともに、国際連合の場においても、これに関する提訴を行ない、全国民の悲願達成のために積極的努力を行なうよう、鳥取県民の総意を代表して要望する。

以上決議する。

昭和 年 月 日

鳥 取 県



外務大臣
権名悦三郎殿

意見書

佐賀県北方町議会議長



沖繩の祖国復帰の早期実現に関する意見書

沖繩県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいくらまでもなく、日本国民の世論になつてゐる争も争矣である。

しかしなほこの極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことはこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖繩県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すること口できない。国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖繩の米国統治が続くことはひいては米国の国際威信を失わねばならぬ。日本相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時局にたつて、近藤、ジョンソン会談は沖繩の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したといふ果民の悲願が達成さるゝことが残念である。今日複雑な条件から発生する問題のすべてはそのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖繩の将来はあり得ない。この現実を理解していただき、沖繩の施政権が速やかに返還されるよう、地方自治法才八八条才二項の規定により意見書を提出する。

昭和四〇年三月一二日

佐賀県北方町議会

議長 岩谷貞



外務大臣 推名悦三郎殿

アメリ力局長

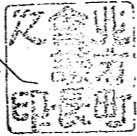
参事官

北米課長

昭和40年3月16日

外務大臣
推名悦三郎殿

伊原早幹島部北分長
議長 岩谷 貞



意見書送付について
下記の件につき意見書を決議し、別紙送付
致します

記

1. 沖縄の祖国復帰の早期実現に肉付件

要処理	要連絡
要研究	至急
	課長 <u>河内</u>
	枝村 河内
	齊藤 吉田
	有馬 山田
	渡辺 平川
	大崎 吉津
	中田 藤田
	後藤



北米課長

No.

入願第 〇〇 号

昭和40年3月23日

外務大臣 推名悦三郎 殿

Handwritten signature

富山県下新川郡入善町

入善町議会議長 金沢 太



「沖縄、小笠原返還要求」に関する決議

議題の件に関し、本町議会は万端一致をもって別紙のとおり決議いたしましたので、沖縄県民、小笠原住民と日本国民の意願を、日も早く実現出来るよう、精励の努力を致されたくお願い致します。

要処理	要連絡
要研究	至急
	課長 <u>河内</u>
	枝村 河内
	齊藤 吉田
	有馬 山田
	渡辺 平川
	大崎 吉津
	中田 藤田
	後藤

富山県下新川郡入善町役場

「沖縄、小笠原返還要求」に関する決議

わが国の一部である沖縄、小笠原はアメリカの占領のもとに軍政をしかれ日本から切りはなされてすでに20年になります。アメリカの軍事占領下におかれた沖縄県民は、アメリカ兵の犯罪に対しても彼等を裁く権利さえ与えられず、県民の人権と政治的自由は大巾に制限されています。

アメリカの軍事占領をたちきり、一日も早く祖国日本に復帰したいという沖縄県民と小笠原住民の切実な願いは、思想、信条、党派を超えた日本国民の圧倒的多数の念願でもあります。

入善町議会は、この沖縄県民、小笠原住民と日本国民の悲願を一日も早く実現出来るよう、日本政府が善処されることを要求いたします。

以上決議します。

昭和40年3月19日

入善町議会

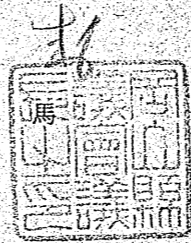
岡 議 第 300 号

昭和40年3月1日

外務大臣

椎名悦三郎殿

岡山県議会議長 渡 辺 数



要 望 書 の 送 付 に つ い て

昭和40年2月定例岡山県議会において、別冊 要 望 書 を

満場一致をもつて可決いたしましたので、早急に善処下さるよ
う要望いたします。

要処理要連絡
要研究至急
課長七村
技村河内
斉藤吉田
有馬山田
渡辺平山
大崎吉津
中田藤田
後藤

要 望 書

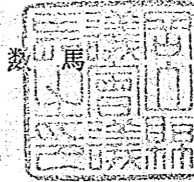
沖縄の早急日本復帰について

岡山県議会

昭和40年3月18日

外務大臣
椎名悦三郎殿

岡山県議会議員 波 辺 敦 馬



要 望 書

沖繩が早急に日本本土に復帰できるよう一層の努力を払われたい。

(理 由)

沖繩は日本固有の領土でありながら、敗戦以来米国の施政下に置かれているが、沖繩住民は文化的にも人種的にも完全なる日本人でありわれわれと一体不可分の関係にあることは万人の認めるところである。したがってその本土復帰の願望は、関係住民のみならず日本国民全体の年来の悲願である。これが今日の時点において非常な苦難の立場にあることは国民として坐視するに忍びないものがある。

よつて、政府におかれては、一日も早く沖繩の本土復帰を実現し、全国民の強い要望にこたえるよう一層の努力を払われたい。

アメリカ局長

参事官

北米課長

名議発第111号
昭和40年3月23日

外務大臣
椎名悦三郎殿

宮城県名取市議会
議長佐々木善



沖縄の祖国日本への復帰に関する
要請について

謹啓 早春の候、貴職ますますご健勝のことおよび
申し上げます。

さて、当名取市議会は、昭和40年第1回名取市議
会定例会において、沖縄90万同胞が終戦後20年の
今日、なお祖国日本への復帰がなされず幾多の困難に
堪え、ひたすら祖国日本の主権回復を待ち望んでいる
現状を同胞として黙過できず、万場一致、別紙のとおり
「沖縄の祖国日本への復帰に関する決議」を行なつた
ので、国会及び政府のこの面に対する積極的かつ、す
みやかなる措置をお願いするものでございます。

以上、本市議会決議書を添え要請いたします。敬具

名
取
市

1	理要連絡
要研究至	急
長	村
村	内
河	山
吉	田
山	田
平	川
吉	津
田	田
藤	

沖繩の祖国日本へ復帰に関する決議

第二次大戦終戦後、沖繩がアメリカの占領下となつて以来九十万島民が、祖国日本への復帰を目標して悲願ここに二十年になんなんとしている今日、なおその解決の糸口を見出し得ない現状であり、地域住民の心情を想う時察するに余り^りよつて一日も早く祖国日本に完全復帰するよう切望する。

右決議する

昭和四十年三月二十日

丁刈力局長
参事官
北米課長

津議第百五十三号

昭和四十年三月二十三日

愛媛県北宇和郡津島町議会議長小島守夫



沖繩の祖国復帰早期実現に關する要望決議について

標記要望決議別紙の通り提出いたします。お取計下さいます様お願い致します。

外務大臣
榎名 三郎 殿

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	榎
技村	河内
齋藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
山田	藤田
藤	

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要望決議

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつて
いることも事實である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置か
れ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、沖縄県民にとつてこの
上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえども
これを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米
国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼
を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したと
いわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念
である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、その殆んどが祖国復帰に帰着するもの
であつてこの前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう本議会は町民の総
意を結集して要望する。

右決議す

昭和四十年三月 十八日

愛媛県北宇和郡津島町議会議長 小島 守 夫



外務大臣
梶 名 祝 三 郎 殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和四十年三月二十日

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要請

要請者

愛媛県南宇和郡城辺町
町議会議長 土居米一



外務大臣 梶名悦三郎 殿

要処理	要連絡
課長	七村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
	吉津
	川

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつてゐる事も事実であります。

しかしながらこの極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ沖縄住民が祖国同俤うと国民生活を共にする事が出来なことは、われわれ国民にとつて此の上ない悲しみであります。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としてゐるが沖縄の米国統治が続くことはひいては、米国の国際威信を失わせるばかりでなく日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて佐藤、ジョンソン会談に於て沖縄の祖国復帰を提議されたといわれるが、しかしたとえ前進したとはいへ沖縄県民の悲願がいまだ達成されなかつた事は誠に残念である。

今日複雑な条件から発生する問題のすべてはそのほとんどが祖国復帰に帰着す

るものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解して載き沖縄の祖国復帰の速かに実現される事を要請する。
右決議する。

昭和四十年三月十六日

城辺町議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

謹啓 陽春のみぎり、御清栄のまこと御慶び
申し上げます。

さて、呼子町試合におきましては、5月22日の定例会
において添付別紙のとおり、「沖縄の祖国復帰早期
実現に関する意見書」を満場一致を以て決議致し
ました。

何卒意見書の趣旨に御賛同を賜わり、格段の御
配慮をいただきたく、切に懇願申し上げます。

昭和40年5月22日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

要処理	要	連絡
要研究	至	急
課長	長	村
支村	河	内
幹藤	吉	田
高馬	山	田
高辺	平	川
高崎	吉	津
高田	田	田
高藤		

佐賀県知事 呼子町試合試友 磯口良左五郎



呼子町

沖繩の祖国復帰早期実現に關する意見書

戦後、二十年を経過した現在も、沖縄県民九十万人の祖国復帰によせる悲憤は、日本国民すべての世論となつて、いまだに消滅せぬ。然し下らこの極めて当然な民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下にある沖縄住民は、必じめな生活と無権利状態に苦しんでゐる。かつては日本の領土であり、我々と国民生活を共にしてきた同胞の住む沖縄は、今や米国の施政権によつて統治され、日本と自由な往来さえも出来ない状態を續けてゐる。政治も教育も米軍司令官の指示を受け、祝祭日に日の丸の旗を掲げ、これを許さぬは沖繩住民の祖国日本へ復帰しようという願ひは崇高なものであり、如何なる権力も之を侵すことは出来ない。国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としてゐるが、沖縄の米國統治が續けられることは、米國の國際威信を失はせ、日米相互間の信頼を阻害するものである。沖縄の将来を決するもの、それは沖縄の施政権の返還であり、此の早期実現こそ、現在、發生する複雑な諸問題を解決する唯一の道である。我々は沖縄住民の祖国復帰運動を支持し、沖縄と本土との自由な往来、基本的人権の回復を囑られるよう地方自治法九十九条第三項により意見書を提出する。

昭和四十年三月二十二日

提案者

呼子町議会議員

久満定善
渡辺多門
伊藤重義

呼子町議会議長 磯口良左エ門殿

右決議す。

昭和四十年三月二十二日

佐賀県東杵浦郡呼子町議会議長

磯口良左エ門





アメリカ局長

参事官

長 愛 議 第 八 上 号

昭和四十年三月五日

愛媛県議会議長

松

尾

武

外務大臣推名悦三郎殿

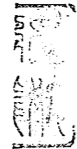


要処理	要連絡
要研究	至急
課長	科
枝村	河内
斉藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平出
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

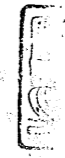
意見書の提出について

第二之回愛媛県議会定例会において議決をみた意見書を別紙のとおり提出いたします。

本県議会の意思が国政の面に充分反映されますよう格別の御配慮をお願いいたします。



Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the document.



沖繩の祖国復帰に関する意見書

沖繩の祖国復帰は全島民の悲願であり、われわれ日本人ひとしくその実現される日の速やかならんことを希求している。
沖繩は対日講和条約により現在なお米国の施政権下にあるが、潜在主権は日本にあり、かつ日本領土の一部であることは明白な事実である。
しかるに対日講和条約発効後すでに十三年を経過した今日、依然として米国の統治権下に支配されていることはまことに不都合であり、国連憲章はもとより世界の世論にも反するものであり、沖繩施政権の日本への返還は国連の植民地開放宣言と世界平和への大道である。

よつて政府においては、沖繩島民の切々たる祖国復帰の声にこたえて、一日も早くその実現をはかるよう最善の努力を払われるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する
昭和四十年三月十六日

愛 媛 県 議 会



齒舞、色丹諸島の祖国復帰に関する意見書

齒舞、色丹諸島の祖国復帰はわれわれ日本人ひとしくその実現の速やかならんことを希求しているところである。

齒舞、色丹諸島は現在なおソ連邦の領守するところとなつてゐるが、これら諸島が国際法上また歴史的にも日本領土の一部であることは明白な事実であつて、第二次世界大戦戦後処理の基本方針として連合国が宣言した領土の不拡張の原則からも、これらの速やかな返還こそ、国際正義にかない、ひいては世界恒久平和に資するものと確信する。よつて政府におかれては、国民の切々たる日本復帰の声にこたえて、一日も早くその実現をはかるべく積極的な措置を講ぜられるより要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する

昭和四十年三月十六日

愛 媛 県 議 員

